

八戸市道路占用料徴収条例の一部改正について

当市では、道路法施行令の一部改正に準じ、八戸市道路占用料徴収条例の一部改正を行いましたので、お知らせします。

1. 主な改正内容

- ① 占用料の額の改定
- ② 食事施設等のうち地下に設けるものに係る占用料の額の設定
- ③ その他所要の改正

2. 施行期日 平成30年4月1日

3. 占用料単価比較

占用物件		単位	改定単価	現行単価
			占用料	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	440円	430円
	第2種電柱		680円	660円
	第3種電柱		920円	900円
	第1種電話柱		400円	390円
	第2種電話柱		630円	620円
	第3種電話柱		870円	850円
	その他の柱類		40円	39円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4円	4円
	地下に設ける電線その他の線類		2円	2円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	390円	380円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	240円	230円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	790円	770円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		330円	320円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,700円	1,900円
その他のもの	790円		770円	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	17円	16円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		24円	23円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		36円	35円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		47円	46円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		71円	70円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		95円	93円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		170円	160円

	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		240円	230円	
	外径が1メートル以上のもの		470円	460円	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	790円	770円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額	
	上空に設ける通路		870円	930円	
	地下に設ける通路		520円	560円	
その他のもの		790円	770円		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	17円	19円	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	170円	190円	
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	170円	190円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,700円	1,900円
	標識		1本につき1年	630円	620円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	17円	19円
		その他のもの	1本につき1月	170円	190円
幕(令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	17円	19円	
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	170円	190円	
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,700円	1,900円	
	その他のもの		870円	930円	
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	790円	770円	
令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.034を乗じて得た額	Aに0.028を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	170円	190円	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			79円	77円	

令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	Aに 0.017 を乗じて得た額	Aに 0.016 を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに 0.024 を乗じて得た額	Aに 0.02 を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに 0.005 を乗じて得た額	新設
		階数が2のもの		Aに 0.008 を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに 0.01 を乗じて得た額	
その他のもの		Aに 0.034 を乗じて得た額	Aに 0.028 を乗じて得た額		
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに 0.017 を乗じて得た額	Aに 0.016 を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに 0.012 を乗じて得た額	Aに 0.011 を乗じて得た額	

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置するものが設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。
- 5 Aとは、近傍類似の土地の地方税法（昭和25年法律第226号）第380条の規定により当市に備え付けられた固定資産課税台帳に登録された価格を表すものとする。